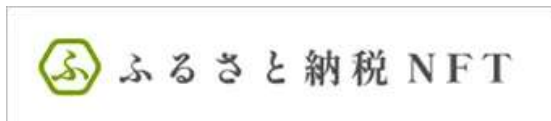
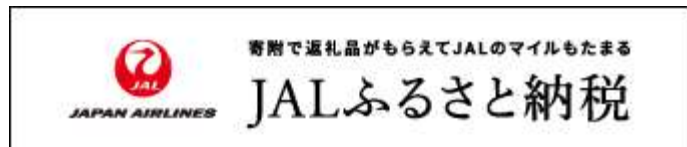
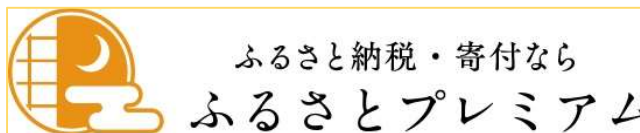
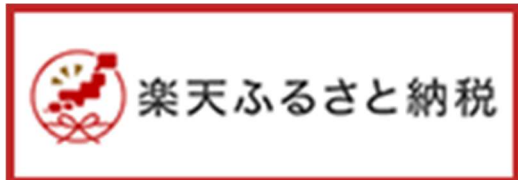


事業者様用

## 守谷市ふるさとづくり寄附 返礼品協力事業者の登録等に関する説明書



## 目次

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. ふるさと納税とは             | 4 |
| 2. 返礼品協力事業者登録メリット・デメリット | 4 |
| 3. 返礼品                  | 4 |
| 4. 全体の流れ                | 5 |
| 配送型返礼品について              | 5 |
| チョイスPayについて             | 8 |

【添付資料】

- ・登録申込時チェックリスト
- ・守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱
- ・各種申込書
- ・平成31年4月1日総務省告示第179号 第5条
- ・【参考】共通返礼品を取り扱う場合の提出物確認フロー

守谷市ふるさと納税寄附サイト



守谷市特設サイト



楽天ふるさと納税



ふるなび



ふるさとチョイス



au PAY ふるさと納税



ふるさとプレミアム



マイナビふるさと納税



セゾンのふるさと納税



ANAのふるさと納税



JAL ふるさと納税



JRE MALL ふるさと納税



さとふる



ふるさと納税 NFT



dショッピングふるさと百選



まいふる (イオン)



チョイスPay  
(ふるさとチョイス内)

## 1. ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附をすることです。ふるさと納税後に必要な手続きを行うと、所得税の還付や住民税の控除を受けられます。

また、寄附先の自治体から返礼品をもらうことができます。ただし、制度上、寄附者が住んでいる自治体（もともと税金を納めている自治体）からは返礼品をもらうことができません。

### ●守谷市の実績

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 平成29年度 | 約12億 | 平成30年度 | 約12億 |
| 令和元年度  | 約15億 | 令和2年度  | 約25億 |
| 令和3年度  | 約35億 | 令和4年度  | 約55億 |
| 令和5年度  | 約69億 |        |      |

※守谷市が寄附を多く集めるためには、より多くの返礼品を出品する必要があります。

そのため、商品や各種サービスを扱う様々な事業者様に「返礼品協力事業者」として登録していただきたいと考えております。

## 2. 返礼品協力事業者登録メリット・デメリット

### ①メリット

☆楽天などの、ふるさと納税における大手インターネットサイトで全国民に無料で商品のPRができる！

☆配送料と品代・サービス提供代は市が負担！

☆事業者様と寄附者様の間に中間事業者が入るため、消費者対応が少ない！

### ②デメリット

★パソコンまたはスマートフォン操作が必要

★返礼品代・サービス提供代について、1～2か月程度の立替が発生

## 3. 返礼品

返礼品には、配送型返礼品とチョイスPayの2種類あります。

### 配送型返礼品

有形物を寄附者様に配送するものであり、必ず「地場産品」でなければなりません。

#### ◎守谷市の配送型返礼品の例

|  |
|--|
| アサヒビール、明治R-1ドリンク、常陸牛、米、鞆、木製おもちゃ、マフラー、家具、コーヒードリップパック、菓子、ケーキ、家具、絵画、ヘルメット、食事券(紙) など |
|--|

### チョイスPay

寄附者様が守谷市内の店舗で使える電子ポイント（＝チョイスPay）です。

「ふるさとチョイス」サイトにのみ出品します。

寄附者様は、チョイスPayを使える店舗（＝加盟店）において飲食などを楽しみ、支払い時に寄附者様のスマートフォンと守谷市が用意するQRコードを使って決済を完了します。

#### ◎加盟店の例 ※守谷市内でサービスを提供していなければなりません。

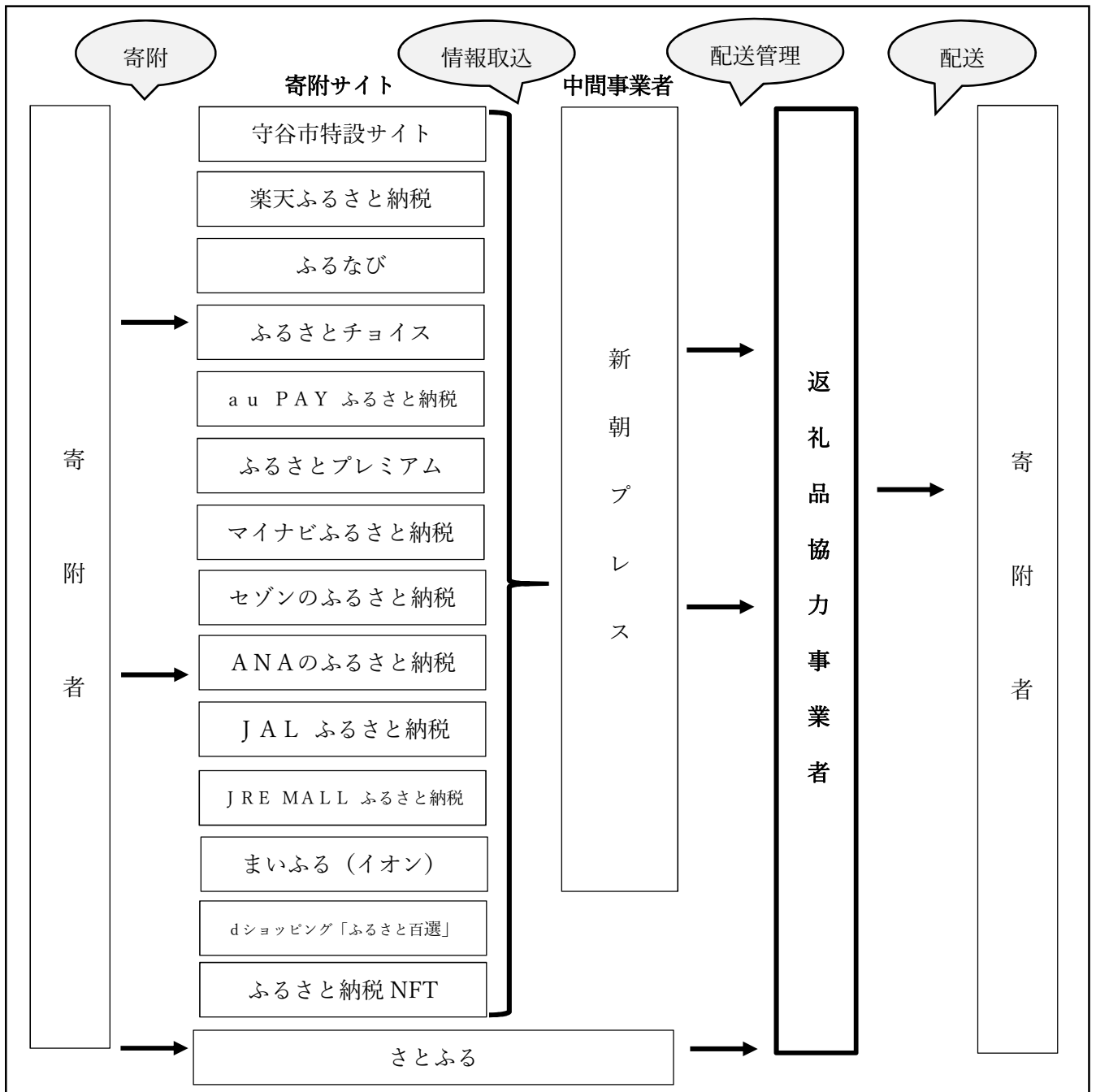
|                                   |
|-----------------------------------|
| 飲食店、理容室、美容室、エステサロン、料理教室、乗馬レッスン など |
|-----------------------------------|

#### 4. 全体の流れ

配送型返礼品とチョイスP a yそれぞれの流れを説明します。

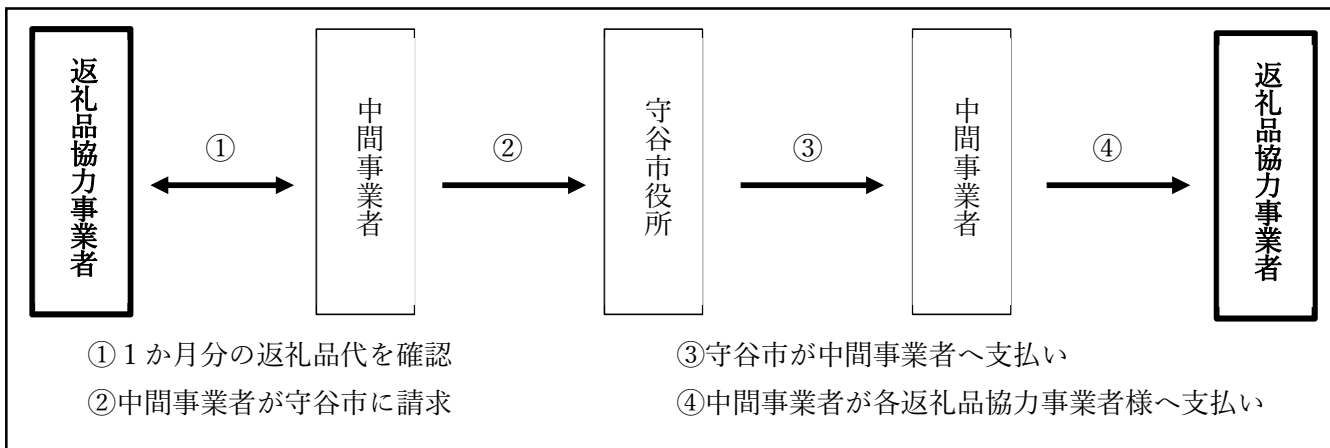
##### 配送型返礼品について

##### ●返礼品配送までの流れ



寄附者様が返礼品を選ぶと、当該返礼品協力事業者様に出荷依頼が入ります。配送方法の詳細は、寄附サイトや中間事業者により異なります。

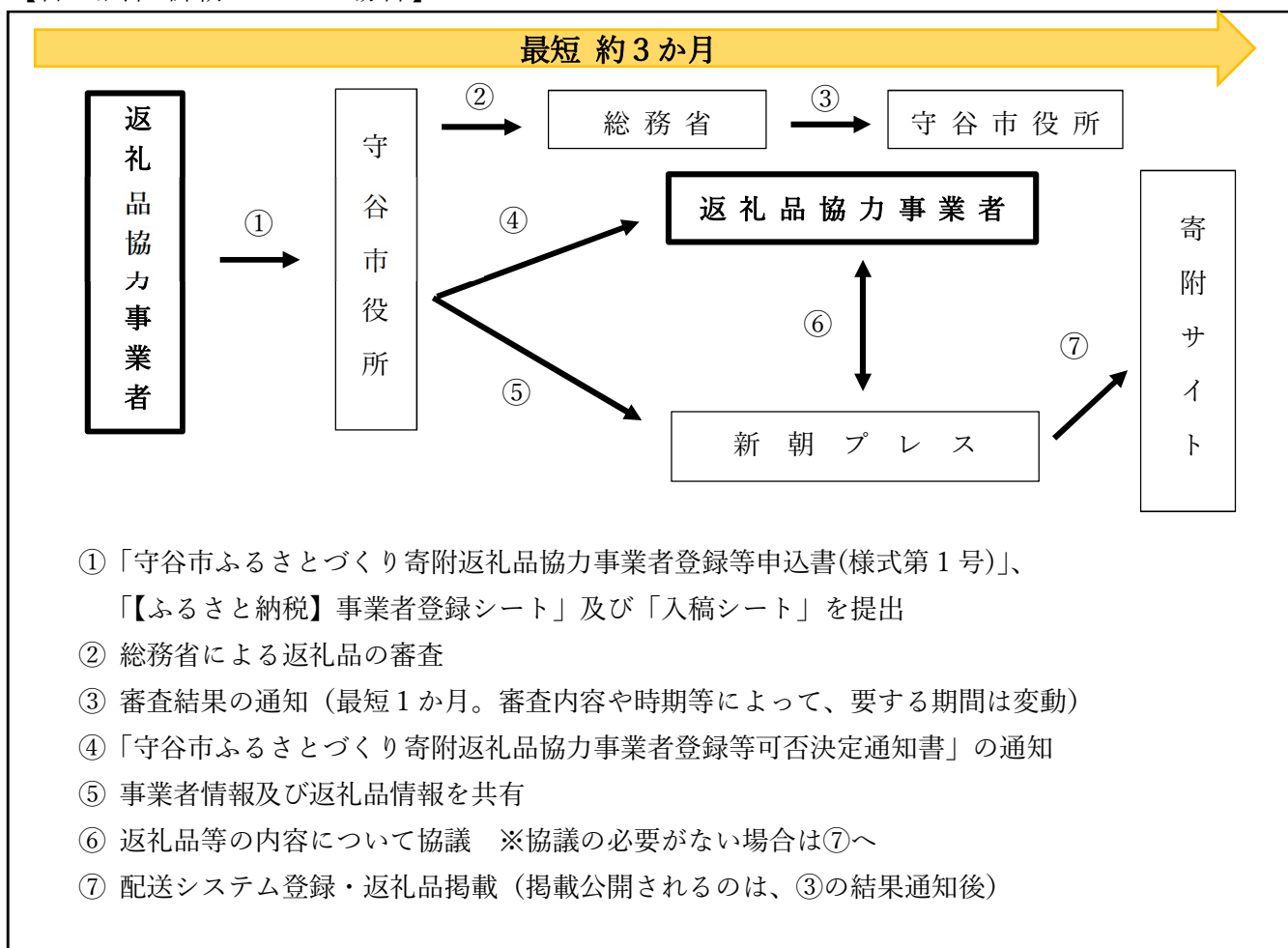
●品代の請求・入金までの流れ



1か月分の品代を月末に締め、翌月に請求・入金となります。配送方法によっては配送料も同様となる場合があります。

●登録からサイト掲載までの流れ

【株式会社新朝プレスの場合】



株式会社新朝プレス連絡先

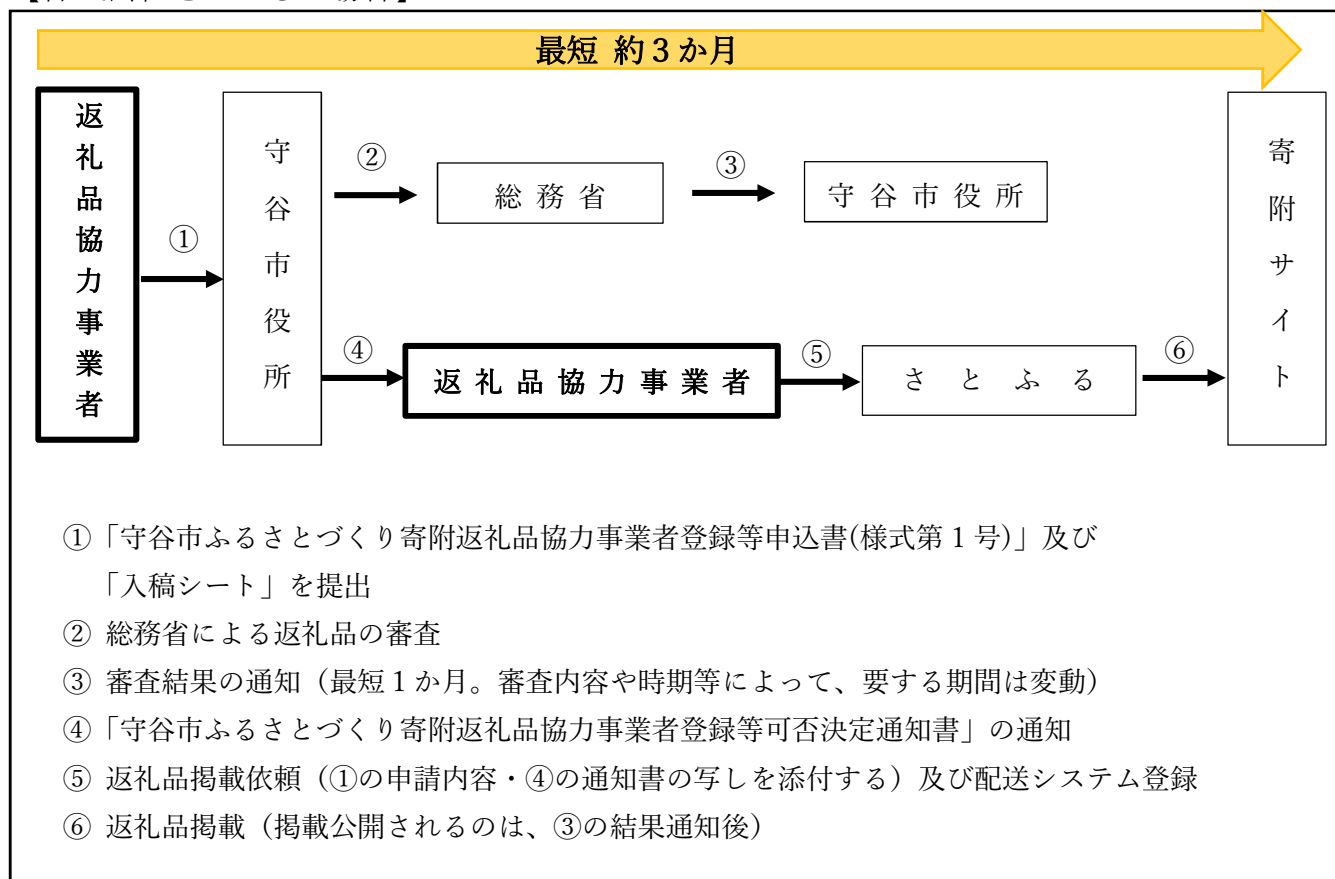
ふるさと納税チーム 守谷市担当 早岡様

TEL : 028-666-4035 携帯 : 090-1613-7776 E-mail : moriya@monmiya.co.jp

HP : <https://www.monmiya.co.jp>

業務時間 : 午前9時~午後6時 (土日・祝日除く)

【株式会社さとふるの場合】



株式会社さとふる連絡先

事業者窓口 さとふるサポートセンター

守谷市担当 日高様 (令和6年4月1日からご担当)

TEL : 03-6680-2766

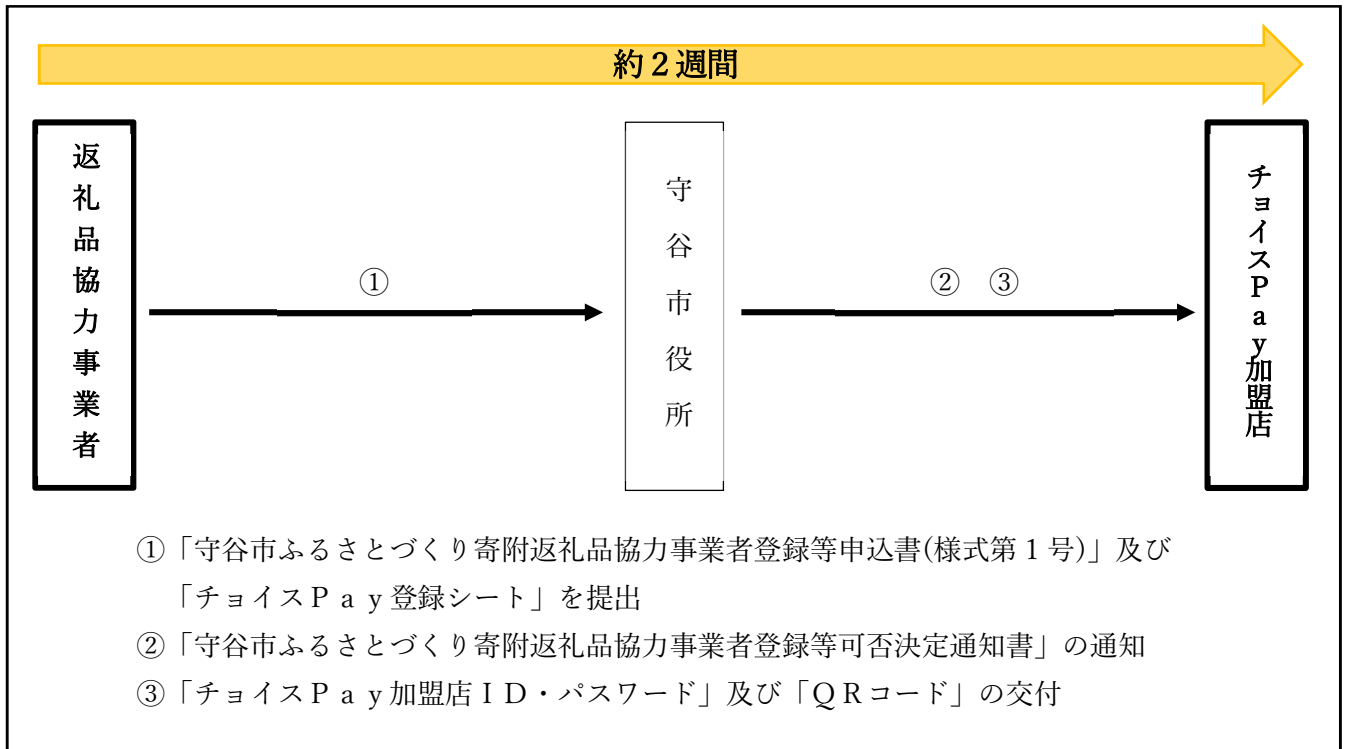
E-mail : h-hidaka@satofull.co.jp

HP : <https://www.satofull.jp/>

業務時間 : 午前10時~午後5時 (土日・祝日除く)

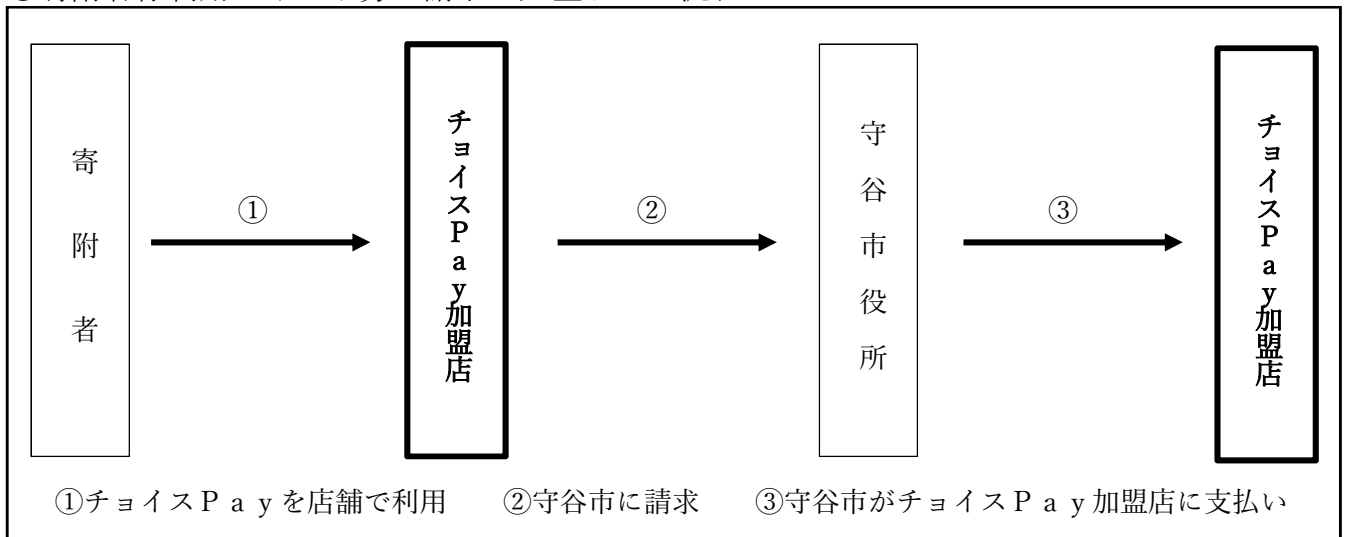
## チョイスP a yについて

### ●チョイスP a y加盟店登録までの流れ



返礼品協力事業者＝チョイスP a y加盟店

### ●寄附者様利用ポイント分の請求・入金までの流れ



1か月分の寄附者利用ポイント分を月末に締め、翌月に請求・入金となります。



## 登録申込提出物チェックリスト（配送型返礼品）

- ① 様式第1号 守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等申込書
- ② 別紙1 返礼品等提案一覧表
- ③ 様式第2号 誓約書
- ④ 申請者の事業概要が把握できるパンフレット等
- ⑤ 法令に適合した操業、生産、製造及び販売を行っていることを示す書類コピー
- ⑥ 返礼品の内容がわかる写真  
※メール送付可：[furusato@city.moriya.ibaraki.jp](mailto:furusato@city.moriya.ibaraki.jp)
- ⑦ 入稿シート
- ⑧ 【ふるさと納税】事業者登録シート
- ⑨ 守谷市税の滞納がないことを示す書類（未納がないことの証明書）

※共通返礼品を取り扱う場合は、最終ページの「【参考】共通返礼品を取り扱う場合の提出物確認フロー」をご確認ください。

## 守谷市ふるさとづくり 寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ふるさとづくり寄附制度を活用した守谷市及び地元特産品等の魅力発信により、守谷市への寄附を促進し、販路拡大等に伴う市内産業の振興及び地域の活性化につなげるため、守谷市への寄附者に対するお礼の品として贈呈する商品又はサービス(以下「返礼品等」という。)を提供する法人、団体又は個人事業者(以下「法人等」という。)の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の登録)

第2条 守谷市への寄附者に対する返礼品等の提供を希望する法人等は、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等を提供する協力事業者(以下「協力事業者」という。)として、守谷市に登録しなければならない。

2 協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たす法人等でなければならない。

- (1) 本社(本店)、支社(支店)、事業所、販売店又は工場が守谷市内にあること。ただし、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等(平成31年総務省告示第179号。以下「総務省告示」という。)第5条第8号に規定する共通返礼品を提供する法人等についてはこの限りではない。
- (2) 法令に適合した操業、生産、製造及び販売を行っていること。
- (3) 守谷市税の滞納がないこと。
- (4) 返礼品等に関する問合せに迅速かつ適切な対応ができること。
- (5) 商品原材料、価格の表示その他の商品情報の開示の求めに迅速かつ適切な対応ができること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員に該当しないこと。また、当該暴力団又は暴力団員の利益となる活動を行うものでないこと。

(返礼品等の要件)

第3条 返礼品等は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 守谷市の魅力を発信し、交流人口の増加や地域産業の振興につながる要素を持つ商品又はサービスであること。
- (2) 協力事業者が法令に適合した販売、生産、製造、加工、サービスの提供又は企画を自ら行っているものであり、総務省告示第5条各号のいずれかに該当するものであること。
- (3) 安定した供給が見込める品質及び数量を有するものであること。

- (4) 返礼品等が飲食物である場合は、十分かつ適切な賞味期限及び消費期限が確保されるものであること。
- (5) 返礼品等が宿泊、食事、乗車、施設利用、イベント体験その他サービスの提供である場合は、守谷市内で提供されるものであること。
- (6) 返礼品等が配送を要する場合は、宅配業者による配送が可能な商品等であること。

(協力事業者の特典)

第4条 協力事業者として登録された法人等は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 守谷市が返礼品等を掲載しているふるさと納税の専門ウェブサイトに戻礼品等の画像、商品名、サービス内容、事業者名等を掲載すること。
- (2) 返礼品等の発送に際して、守谷市が認めた商品のカタログ、チラシ等を同封すること。
- (3) 返礼品等の配送料に相当する額を市長に請求すること。ただし、提供した返礼品等の品質等に関する寄附者からの苦情等により再配送する場合は、この限りではない。

(協力事業者の登録申込み)

第5条 協力事業者としての登録を希望する法人等は、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品等提案一覧表、返礼品等提案書及び提供を予定する返礼品等が分かるもの
- (2) 事業概要が把握できるパンフレット等
- (3) 守谷市税の滞納がないことを示す書類
- (4) 法令に適合した操業、生産、製造及び販売を行っていることを示す書類
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(協力事業者の登録内容の変更)

第6条 協力事業者は、登録内容を変更する場合は、申込書に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(協力事業者の登録等の決定)

第7条 市長は、申込書の提出があった場合は、速やかにその内容を現地調査等の方法により確認し、審査した上、登録又は変更（以下「登録等」という。）の可否を決定し、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等可否決定通知書（様式第3号）により、当該申込者に対し通知するもの

とする。

2 市長は、前項の規定に基づく登録を認めた場合は、申込書に併せて提案された返礼品等を守谷市の返礼品等として取り扱うものとする。

(返礼品等の変更等)

第8条 協力事業者は、既に提供している返礼品等の内容を変更し、又は提供を取りやめる場合は、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等申込書(様式第4号)を、返礼品等の追加提案をしようとする場合は、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等追加申込書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(返礼品等の変更等の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、速やかに変更若しくは取りやめ又は追加提案(以下「変更等」という。)の内容を現地調査等の方法により確認し、審査した上、変更等の可否を決定し、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等可否決定通知書(様式第6号)により、当該申込者に対し通知するものとする。

(返礼品等の取扱いの中止)

第10条 市長は、協力事業者が提供する返礼品等が第3条の要件を満たさなくなった場合には、当該返礼品等の取扱いを中止し、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等取扱中止通知書(様式第7号)により、当該協力事業者に通知するものとする。

(協力事業者の登録の抹消届出)

第11条 協力事業者は、協力事業者の登録の抹消を希望する場合は、抹消希望日の14日前までに、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(協力事業者の登録の抹消)

第12条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業者の登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定により、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消届出書を提出したとき。
- (2) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第10条の規定により提供する返礼品等のすべての取扱いが中止されたとき。
- (4) 第13条に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (5) 守谷市、寄附者、その他守谷市ふるさとづくり寄附に関係する者に対し、損害を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、前項の規定により、協力事業者の登録を抹消したときは、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消通知書(様式第9号)に

より、当該法人等に通知するものとする。

(協力事業者の責務)

第13条 協力事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 守谷市の魅力発信に積極的に努めること。
- (2) 寄附者の個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、守谷市個人情報保護法施行条例(令和5年守谷市条例第4号)及び関係法令を遵守すること。
- (3) 協力事業者が提供した返礼品等の品質等に関する寄附者からの苦情等については、市の責めに帰すべき場合を除き一切の責任を負うこと。
- (4) 前号の苦情等については守谷市及び守谷市からふるさとづくり寄附返礼品取扱業務を委託された事業者へ報告すること。

(協議)

第14条 この告示に定めのない事項については、市と協力事業者が協議し、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。  
(既存の協力事業者に対する適用)
- 2 この告示の施行の際、現に協力事業者として登録されている者は、改正後の守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱第5条第5号に規定する誓約書を、速やかに市長に提出しなければならない。

様式第1号（第5条，第6条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等申込書

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等を希望しますので、関係書類<sup>※1</sup>を添えて申込書を提出します。

|        |   |
|--------|---|
| 申込事業者  | 所在地：<br>〒<br><br>(フリガナ)<br>事業者名：<br><br>(フリガナ)<br>代表者氏名：<br>電 話：<br>F A X：<br>メールアドレス：<br>ホームページ： |
| 担当者連絡先 | ※上記の内容と異なる場合にご記入ください。<br>(フリガナ)<br>担当者所属・氏名：<br>電 話： F A X：<br>メールアドレス：                           |
| 変更項目   | ※変更の場合は，変更後及び変更前の内容を記載してください。   |

※1 関係書類

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱第5条に記載のある書類

別紙 1

返礼品等提案一覧表

| No. | 返礼品等の名称 |
|-----|---------|
| 1   |         |
| 2   |         |
| 3   |         |
| 4   |         |
| 5   |         |

※提案に当たっては、返礼品等の内容が確認できるもの（サンプル、イメージ画像等）を併せて提出してください。

別紙 2

返礼品等提案書

(No.     )

|               |  |
|---------------|--|
| 返礼品等名称        | (フリガナ)   |
| 返礼品等内容        |  |
| 返礼品等価格        | 円<br>(梱包費, 消費税及び地方消費税額を含む。)                    |
| 返礼品等の<br>該当要件 | この返礼品等は, 総務省告示第5条第 号に準ずる返礼品<br>等であることを確認しています。 |
| 該当要件の根拠       |  |
| 法令適合の根拠       |  |

(注意事項)

- (1) 提案する返礼品等ごとに作成してください。
- (2) 該当要件の根拠欄は, 該当する項目についてのみ記載してください。
- (3) 法令適合の根拠欄は, 返礼品の出品にあたり必須であり, かつ, 取得済みの営業許可等の種類を記載してください。



年 月 日

守谷市長 宛て

誓 約 書

住所又は所在地

法人又は団体名

代 表 者 名

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく協力事業者の登録に当たり、下記事項について誓約します。

なお、この誓約に反したこと等により、登録を抹消されるなどの不利益を被ることがあっても、一切の異議を申し立てません。

記

- 1 要綱に基づく提出書類に記載している内容は全て事実と相違ないこと、かつ要綱に規定する全ての条件を満たしていることを誓約します。
- 2 守谷市ふるさとづくり寄附金事業（以下「事業」という。）の実施において、要綱及び市の指示に従います。
- 3 虚偽の申請等により市に著しい損害（総務大臣が指定する「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定」の解除等により市が制度から除外されるなどの措置）を与えた場合、市からの損害賠償請求に対し、一切の異議を申し立てません。
- 4 申請した返礼品等が審査の結果、登録されなかった場合又は提供している返礼品等の取扱いが市の判断に基づき中止された場合、一切の異議を申し立てません。

- 5 市が契約するふるさと納税ポータルサイトの返礼品ページ（以下「返礼品ページ」という。）の権利は、市に帰属することに同意します。また、返礼品ページについては、市が必要と認めた場合に内容を変更すること及び掲載を中止することに同意します。
- 6 返礼品等が、総務省告示第5条各号のいずれかに合致している事実を確認するため、産地の確認等に最善を尽くします。事実と相違が発覚した場合は、市からの損害賠償請求に対し、一切の異議を申し立てません。
- 7 返礼品等について、適切に生産、製造、品質管理及び感染症対策等を行うとともに、協力事業者の過失により返礼品等の品質において問題が生じたときは、全ての責任を負います。
- 8 返礼品等として提供する製品又はサービスは、当該製品の製造者（仕入れ先等）又はサービスの実施者に「守谷市ふるさと納税の返礼品等」とすることについて、同意を得ていることを誓約します。
- 9 地場産品基準を満たさなくなった場合又は生産中止等により登録した返礼品等が提供できなくなった場合は、寄附者からの苦情等の対応に責任を持って尽力します。これを怠ったと市が判断した場合には、要綱第13条第3号に抵触するものとして協力事業者の登録を抹消されることに一切の異議を申し立てません。
- 10 市が必要と認めた税目の納付状況を調査することに同意します。
- 11 要綱第2条第2項第6号に規定する各項目（暴力団関連）について、市が確認する場合があることに同意します。
- 12 事業遂行のために取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、返礼品等発送以外の利用に供さないことを誓約します。
- 13 要綱第12条第1項の規定に基づき、協力事業者の登録を抹消された場合、一切の異議を申し立てません。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

守谷市長



守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等可否決定通知書

年 月 日付で提出のあった守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等に係る申込みについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

|               |  |
|---------------|--|
| 登録等の可否        |  |
| 登録等を行わない場合の理由 |  |

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等申込書

（登録事業者）

事業者名

代表者氏名

担当者氏名

電話（ ） FAX（ ）

下記のとおり、返礼品等を（変更・取りやめ）したいので申込書を提出します。

記

|                      |   |
|----------------------|---|
| 返 礼 品 等<br>名 称       | (フリガナ)  |
| 変 更<br>(取りやめ)<br>内 容 | <input type="checkbox"/> 返礼品等の名称 <input type="checkbox"/> 返礼品等の内容 <input type="checkbox"/> 返礼品等の価格<br><input type="checkbox"/> 取りやめ <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 変 更 前                |   |
| 変 更 後                |   |
| 変 更<br>(取りやめ)<br>理 由 |   |
| そ の 他                |   |

関係書類

(1) 変更前と変更後の返礼品等の画像（外形に変更がある場合）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等追加申込書

（登録事業者）

事業者名

代表者氏名

担当者氏名

電話（ ） FAX（ ）

下記のとおり，返礼品等を追加したいので申込書を提出します。

記

別紙返礼品等提案一覧表（様式第1号の別紙1）及び返礼品等提案書（様式第1号の別紙2）のとおり

様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

守谷市長



守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等可否決定通知書

年 月 日付で提出のあった守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等の申込みについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

|               |  |
|---------------|--|
| 変更等の可否        |  |
| 変更等を行わない場合の理由 |  |

様式第7号（第10条関係）

第 年 月 日  
号

様

守谷市長

印

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等取扱中止通知書

下記のとおり，返礼品等の取扱いを中止したので通知します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 返礼品等の名称 |  |
| 取扱中止の理由 |  |

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消届出書

(登録事業者)

事業者名

代表者氏名

担当者氏名

電話（ ） FAX（ ）

下記のとおり協力事業者の登録を抹消したいので届出します。なお、登録の抹消にあたり、以下の2点につき、誓約いたします。

- 1 抹消希望日前に、寄附者から申込みのあった返礼品等の提供において一切の責任を負うこと。
- 2 抹消希望日以後も、返礼品等の品質等に関する保証や、苦情等については、真摯に対応し解決に努めること。

記

|           |  |
|-----------|--|
| 抹 消 希 望 日 |  |
| 抹 消 理 由   |  |



様式第9号（第12条関係）

第 年 月 日  
号 日

様

守谷市長



守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消通知書

下記のとおり協力事業者の登録を抹消したので通知します。

記

|           |  |
|-----------|--|
| 抹 消 年 月 日 |  |
| 抹 消 理 由   |  |

## チョイスP a y 登録シート

以下の事業者情報を登録します。

### 1. 寄附者向け公開情報

|                  |   |
|------------------|---|
| 店舗名              |   |
| 住所               | 〒 |
| 電話番号             |   |
| 業種               |   |
| 取扱商材             |   |
| 店舗URL            |   |
| 営業時間             |   |
| 定休日              |   |
| 紹介文<br>(150文字以内) |   |

### 2. チョイスP a y システム登録情報

|                   |  |
|-------------------|--|
| 店舗代表者名            |  |
| 決済完了メール<br>受信アドレス |  |

---

### 守谷市記入欄

|          |  |
|----------|--|
| 事業者コード   |  |
| 事業者パスワード |  |

|         |  |
|---------|--|
| 店舗コード   |  |
| 店舗パスワード |  |

入稿シート

ver.20240401

事業者様名:

| No.   | 項目                           | 確認          | 補足  | 記入例   | 1                  | 2         | 3         | 4         | 5         |  |
|-------|------------------------------|-------------|---|---|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 1     | 選礼品コード                       |             | ※新報プレス記入欄   |   |                    |           |           |           |           |  |
| 2     | ご記入日                         | 必須          |   | 2017年1月12日  |                    |           |           |           |           |  |
| 3     | 事業者様名                        | 必須          | ・WEBに掲載する事業者名をご入力下さい  | 〇〇〇株式会社   |                    |           |           |           |           |  |
| 4     | 事業者様TEL                      | 必須          | ・問合せ窓口となる電話番号をご入力下さい  | 000-0000-0000   |                    |           |           |           |           |  |
| 5     | 選礼品<br>発送元情報                 | 必須          | ・商品発送元ご住所、ご連絡先、ご担当者様名をご入力下さい  | 発送元名称   | 〇〇〇株式会社            |           |           |           |           |  |
| 住所    |                              |             |   | 〒000-0000<br>熊本県〇〇〇〇〇〇〇〇  |                    |           |           |           |           |  |
| TEL   |                              |             |   | 000-0000-0000   |                    |           |           |           |           |  |
| ご担当者様 |                              |             |   | 山田 太郎   |                    |           |           |           |           |  |
| 9     | 商品名                          | 必須          | ・商品名をご入力下さい<br>・玄米類共選礼品の場合は、「共選礼品」の言葉を商品名の後ろにご入力ください。   | 熊本県産 コシヒカリ 5kg  |                    |           |           |           |           |  |
| 10    | 産地                           | 必須          | ・主原料の産産地をご入力下さい   | 熊本県産  |                    |           |           |           |           |  |
| 11    | 生産者・製造者・加工元<br>(住所、会社名)      | 必須          | ・生産者、製造者、加工元をご入力下さい   | 熊本県宇都宮市〇-〇<br>△△株式会社  |                    |           |           |           |           |  |
| 12    | 内容量                          | 必須          | ・商品の数量・内容量・サイズ等をご入力ください<br>・梱包材は含まない容量にてご入力ください   | 5kg   |                    |           |           |           |           |  |
| 13    | 原材料                          | 必須          | ・商品原材料をご入力下さい<br>・商品情報URLや原材料ラベルの写真を貼り付け可   | 鶏肉、たれ（にんにく・生姜・りんご）、<br>食塩、清酒、植物性たん白、砂糖、調味<br>加工品、香料、pH調整剤、加工澱粉、トレ<br>ハロース、クリシン、（原材料の一部に大豆を含む）   |                    |           |           |           |           |  |
| 14    | アレルギー表記                      | 必須          | ・下記の中から該当するものがあればご入力下さい<br>■ 特定原材料品目<br>卵・乳・小麦・そば・落花生（ピーナッツ）・そば・かに・くるみ<br>■ 特定原材料に準ずるもの20品目<br>さけ（鮭）・さば・あじ・いか・いくら・牛肉・豚肉・鶏肉・<br>ゼラチン・アーモンド・カシューナッツ・大豆・ごま・まつたけ・<br>やまいち・オレンジ・キウイフルーツ・バナナ・もも・りんご | 卵、小麦、鶏肉   |                    |           |           |           |           |  |
| 15    | 選礼品等の該当要件                    | 必須          | 総務省告示第5条のどれかに該当するかプルダウンより選択ください<br>※詳細は作より別紙にてご確認ください。  | 第3号   |                    |           |           |           |           |  |
| 16    | 該当要件の欄                       | 必須          | 上記該当要件を示す事項   | ・守谷市内の〇〇工場で加工している<br>・守谷市内の事業所で生産している   |                    |           |           |           |           |  |
| 17    | 賞味期間                         | 必須          | ・賞味期間の場合はこちらにご記入下さい<br>・期間2日以下は取り扱い不可   | ・2020年4月1日<br>・別途商品ラベルに記載 など  | 賞味期間の場合<br>はこちらに記入 |           |           |           |           |  |
| 18    | 消費期限                         | 必須          | ・消費期限の場合はこちらにご記入下さい<br>・期間2日以下は取り扱い不可   | ・2020年4月1日<br>・別途商品ラベルに記載 など  | 消費期限の場合<br>はこちらに記入 |           |           |           |           |  |
| 19    | 賞味期限、消費期限が<br>5日以下の場合はご入力下さい |             | 賞味期間、消費期限が5日以下の場合は<br>不在による受取不可を避けるため<br>「賞日指定必須」としてあります。<br>賞日指定の対応が可能なかどうかご入力下さい。   | 可   | ※選択して下さい※          | ※選択して下さい※ | ※選択して下さい※ | ※選択して下さい※ | ※選択して下さい※ |  |
| 20    | 発送温度帯                        | 必須          | ・【常温】 【冷蔵】 【冷凍】 をプルダウンよりご選択下さい  | 常温  | ※選択して下さい※          | ※選択して下さい※ | ※選択して下さい※ | ※選択して下さい※ | ※選択して下さい※ |  |
| 21    | 保存方法                         | 必須          | ・保存方法をご入力下さい  | 常温・多湿・直射日光を避け、涼しい場所<br>に保管してください。   |                    |           |           |           |           |  |
| 22    | 受付開始<br>受付終了                 | 受付開始        | ・期間指定商品の場合は必ずご入力ください。<br>・指定がない場合は「通年」での入力をお願いします。<br>(例)<br>・2020年5月10日：○<br>・5月中旬頃：×  | 2020年4月1日、通年 等  |                    |           |           |           |           |  |
| 23    |                              | 受付終了        | 2020年4月1日、通年 等  |   |                    |           |           |           |           |  |
| 24    | 発送開始<br>発送終了                 | 発送開始        | ・発送開始に規定がある場合は必ずご入力下さい。<br>・指定がない場合は「通年」での入力をお願いします。<br>(例)<br>・2020年6月10日<br>・2020年6月1日～15日→2020年6月上旬<br>・2020年6月16日～月末→2020年6月下旬  | 2020年4月1日、通年 等  |                    |           |           |           |           |  |
| 25    |                              | 発送終了        | 2020年4月1日、通年 等  |   |                    |           |           |           |           |  |
| 26    | リードタイム                       | 必須          | ・注文を受けてから発送までの日数をご記入下さい。最長3日となります。  | 10日   |                    |           |           |           |           |  |
| 27    | 在庫数(月間)                      | 必須          | ・月間在庫数のご指定がある場合をご入力下さい  | 月間 100  | 月間の場合はこ<br>ちらに入力→  | 月間        |           |           |           |  |
| 28    | 在庫数(売り切り)                    | 必須          | ・数量指定(売り切り)の場合をご入力下さい   | 売り切り 100  | 売り切りの場合<br>はこちらに入力 | 売り切り      |           |           |           |  |
| 29    | 商標                           |             | ※自治体種別記入欄   |   |                    |           |           |           |           |  |
| 30    | 商品代金(税込)                     | 必須          | ・自治体種別への提供価格をご記入下さい   | 3,300円  |                    |           |           |           |           |  |
| 29    | 税率                           | 必須          | ・税率についてプルダウンよりご選択ください<br>※ネット等の非課税商品は0%をご選択ください   | 10%   | ※選択して下さい※          | ※選択して下さい※ | ※選択して下さい※ | ※選択して下さい※ | ※選択して下さい※ |  |
| 30    | のし対応可否                       | 必須          | ・のし対応可否についてプルダウンよりご選択下さい  | 可   | ※選択して下さい※          | ※選択して下さい※ | ※選択して下さい※ | ※選択して下さい※ | ※選択して下さい※ |  |
| 33    | のしの種類                        |             | ・のしの対応可否を指定された場合<br>対応可能な表書きの種類をご入力下さい  | 御中元、御禮巻、結婚祝い、出産祝、内祝<br>い  |                    |           |           |           |           |  |
| 34    | 発送サイズ                        |             | ・選礼品の発送サイズをご記入下さい   | 80サイズ   |                    |           |           |           |           |  |
| 35    | 配達方法等                        |             | ※新報プレス記入欄   |   |                    |           |           |           |           |  |
| 36    | 参考URL                        |             | ・商品情報のURLがあればご入力下さい   | https://〇〇〇〇〇〇〇   |                    |           |           |           |           |  |
| 37    | 参考URLの画像使用                   |             | ・上記参考URLに使用している画像の使用可否を<br>「可」「不可」からプルダウンでお選び下さい。   | 可   |                    |           |           |           |           |  |
| 38    | 選礼品説明<br>(150文字以上)           | 必須          | ・商品のアピールポイント、補足説明をご入力下さい<br>・商品パンフレットや商品情報URLで代替可<br>・簡易書きでも可   | 精米して！熊本県産コシヒカリ！<br>熊本産コシヒカリは、コシヒカリ独特のつ<br>よみ甘みと艶、さらに粘りがあります。<br>また熊本産のコシヒカリは冷めてもおいしい<br>ので、和食料理人などがよく使用されると<br>言われています。   |                    |           |           |           |           |  |
| 39    | 選礼品や<br>自社の<br>アピール          | 工夫や<br>こだわり | ・自分で作っているものごだわりがあるか、工夫している<br>ことなどをご入力下さい   | 稲が安心して食べられる「安全なお米」を作る<br>ために無農薬で、無農薬米にこだわりました。<br>農薬を使用しないことで、とくに虫がつか<br>ずやすくて大変なことも多かったですが、稲が<br>えらぐという稲の特性にも田んぼをほることに<br>しました。  |                    |           |           |           |           |  |
| 40    |                              | 関わっている人     | ・お礼品を作っているご自身や協力してくれる家族、スタッフの<br>方々のご入力下さい  | 自分と妻が中心に田を作り、小学生の子<br>どもたちは夏にはお米で田植えを手伝って<br>くれます。精一杯お米を作る、それが〇〇農<br>園です。   |                    |           |           |           |           |  |
| 41    |                              | 環境          | ・どんな環境のなかで作られているかをご入力下さい  | この地域は水源に近く、栄養豊富な那珂川<br>の水が流れています。<br>その水の清らかさや豊かさは正直自慢です。   |                    |           |           |           |           |  |
| 42    |                              | 時期          | ・おすめの申込み時期などのお知らせ、事業者様の歴史等をご<br>入力下さい   | 10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日(水)まで<br>6月10日(水)から7月10日(水)まで<br>7月10日(水)から8月10日(水)まで<br>8月10日(水)から9月10日(水)まで<br>9月10日(水)から10月10日(水)まで<br>10月10日(水)から11月10日(水)まで<br>11月10日(水)から12月10日(水)まで<br>12月10日(水)から1月10日(水)まで<br>1月10日(水)から2月10日(水)まで<br>2月10日(水)から3月10日(水)まで<br>3月10日(水)から4月10日(水)まで<br>4月10日(水)から5月10日(水)まで<br>5月10日(水)から6月10日( |                    |           |           |           |           |  |



地方税法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に規定する総務大臣が定める基準は、**地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの**（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）**であることとする。**

|     |  | 令和5年6月27日  |
|-----|--|--|
| 区分  | 改正前  | 改正後  |
| 第1号 | 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。  |  |
| 第2号 | 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。   |  |
| 第3号 | 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものである <u>こと。</u>  | <p>当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものである<u>こと。</u></p> <p><b>ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。</b></p> |
| 第4号 | 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第8号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。  |  |
| 第5号 | 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。   |  |
| 第6号 | 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に <b>関連性のある</b> ものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が <b>主要な部分を占めるもの</b> であること。   | 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に <b>付帯するもの</b> とを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の <b>価値が当該提供するものの価値全体の七割以上</b> であること。  |
| 第7号 | 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。  |  |
| 第8号 | 次のいずれかに該当する返礼品等であること。  |  |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの</li> <li>ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの</li> <li>ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの</li> </ul> |  |
| 第9号 | 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。  |  |

【参考】共通返礼品を取り扱う場合の提出物確認フロー

